

豊川市監査公表第7号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、市長から措置を講じた旨の通知があったので、別紙のとおり公表する。

平成30年3月9日

豊川市監査委員	鈴木 不二夫
同	上 澤 勉
同	波多野 文 男

【別紙】

定期監査結果に基づく措置通知書（企画部防災対策課）

監査実施期間 平成29年 7月27日から
平成29年10月 6日まで

豊川市監査公表第37号分

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(検討事項)</p> <p>1 豊川市自主防災会活動費補助金の交付要綱について、補助対象となる自主防災会の定義づけに関して、より明確になるよう見直しを検討されたい。</p>	<p>1 平成30年4月1日施行の豊川市自主防災会活動費補助金交付要綱第2条に補助対象となる自主防災会等の定義づけを追加した。</p>

(注) 上記の措置状況は、平成30年2月28日現在のものである。